

(目的)

第1条 この規則は、豊中市企業立地促進条例(平成20年豊中市条例第9号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(事業の用に直接供する建物)

第2条 条例第2条第1号の事業者がその事業の用に直接供する建物には、市長が当該事業に必要であると認める研修所、研究所等を含むものとする。

(条例第2条第9号及び第10号の市規則で定める区域)

第3条 条例第2条第9号及び第10号の市規則で定める区域は、告示で定めるものとする。

(条例第3条第1項第1号の市規則で定める事業)

第4条 条例第3条第1項第1号の市規則で定める事業は、日本標準産業分類(令和5年総務省告示第256号)による倉庫業、冷蔵倉庫業又はこん包業とする。

(指定の申込み等)

第5条 条例第4条第1項の申込みは、企業の立地に係る事業を開始する日前に指定事業者指定申込書により行わなければならない。

2 前項の指定事業者指定申込書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 法人の登記事項証明書(個人の場合は、住民票の写し)

(3) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を受けたときに添付した付近見取図、配置図及び各階平面図の写し又はこれらに代わる図書

(4) 建築基準法第6条第1項の確認済証若しくは同法第6条の2第1項の規定により交付される同項の確認済証の写し又はこれらに代わる図書

(5) 企業の立地に伴い、新たに建物を借り受ける場合にあつては、当該建物の使用貸借契約書、賃貸借契約書若しくは賃借料の支払を証する書類又はこれらに代わる図書

(6) その他市長が必要と認める図書

3 市長は、条例第4条第1項の申込みがあつたときは、その内容を審査の上、指定の可否を決定し、その旨を指定事業者指定通知書又は指定事業者不指定通知書により当該申込者に通知するものとする。

(条例第7条第3号の市規則で定める面積)

第6条 条例第7条第3号の市規則で定める面積は、次の表の左欄に掲げる土地の面積の区分に応じ、同表の右欄に定める面積(条例第6条の規定により既に環境配慮奨励金の交付を受けたことがあるときは、当該面積に当該環境配慮奨励金の対象となった緑地面積に相当する面積を加えて得た面積)とする。

土地の面積	市規則で定める面積
1,000平方メートル未満	土地の面積に100分の10を乗じて得た面積
1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満	土地の面積に100分の15を乗じて得た面積
3,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	土地の面積に100分の20を乗じて得た面積
10,000平方メートル以上30,000平方メートル未満	土地の面積に100分の25を乗じて得た面積
30,000平方メートル以上	土地の面積に100分の30を乗じて得た面積

(奨励金の交付の申込み)

第7条 条例第9条の規定による申込みは、奨励金交付申込書により行わなければならない。

2 前項の奨励金交付申込書には、次の各号に掲げる奨励金の種類に応じ当該各号に定める図書を添付しなければならない。ただし、市長が特に添付を要しないと認めるものについては、この限りでない。

(1) 立地促進奨励金

- ア 企業の立地に係る事業が法令に基づく許可、登録等を必要とする場合にあっては、当該許可、登録等を受けていることを証する書類
- イ 市税の完納を証する書類
- ウ 事業所及び土地の登記事項証明書
- エ 企業の立地に伴い、新たに土地を賃借した場合にあっては、当該土地の賃貸借契約書及び賃借料の支払を証する書類
- オ 事業所及び土地に係る固定資産税額に相当する額を証する書類
- カ 設備に係る償却資産申告書の写し

(2) 雇用促進奨励金

- ア 新規雇用市内従業者に係る雇用契約書の写し
- イ 新規雇用市内従業者の住民票の写し

(3) 環境配慮奨励金

- ア 豊中市環境の保全等の推進に関する条例施行規則(昭和48年豊中市規則第39号)第23条第2項の環境配慮対象事業適合通知書の写し
- イ 緑化面積求積図及び緑化面積算出表

3 市長が必要であると認める場合においては、前項各号に規定する図書のほか、参考となる図書を添付させることがある。

(交付決定等の通知)

第8条 条例第10条第3項の規定による通知は、奨励金交付決定通知書により行うものとする。

2 市長は、奨励金の交付を行わないことを決定したときは、その旨を奨励金不交付決定通知書により当該申込者に通知するものとする。

(届出)

第9条 条例第12条の規定による届出は、変更届、事業開始届又は事業休止・廃止届により行わなければならない。

2 前項の事業開始届には、建築基準法第7条第5項の検査済証若しくは同法第7条の2第5項の規定により交付される同項の検査済証の写し又はこれらに代わる図書を添付しなければならない。ただし、市長が特に添付を要しないと認める場合は、この限りでない。

(指定又は交付決定の取消しの通知)

第10条 市長は、条例第13条の規定により指定事業者の指定又は奨励金の交付決定を取り消したときは、その旨を指定・交付決定取消通知書により当該事業者に通ずるものとする。

(奨励金の返還命令)

第11条 市長は、条例第14条の規定により既に交付した奨励金の返還を命ずるときは、その旨を奨励金返還命令通知書により当該事業者に通ずるものとする。

(地位の承継)

第12条 条例第15条の規定による承認を受けようとする者は、承継の原因たる事実を証する書類を添えて地位承継承認申込書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込書の提出があつたときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、地位承継承認書又は承認をしない旨の通知書により当該申込者に通知する。

(申込書等の様式)

第13条 この規則による申込書等の様式は、市長が別に定める。

(施行細目)

第14条 この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 この規則は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この規則の失効前に指定を受けた指定事業者に係る奨励措置については、この規則は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則(平成21年4月1日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年7月6日規則第104号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第33号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年10月1日規則第92号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月22日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年10月1日規則第58号)

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

附 則(令和4年3月23日規則第11号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日規則第36号抄)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月22日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年3月18日規則第20号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。